

令和6年第12回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年12月26日（木）午後2時00分から午後3時00分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）農政担当（1人）

局 長	小林 隆志
次 長	黒渕 浩人
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子
統括主幹（農政）	今井 啓智

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

2 番	今井 久夫
6 番	清水 江身子

6. 議 事

- ・議案第39号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- ・議案第42号 地域計画の意見聴取について

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 みなさん、こんにちは。ただいまより令和6年第12回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番 今井 久夫 委員、6番 清水 江身子 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第39号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は間下地区です。濱委員、よろしくお願いします。

濱委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道檜川岡谷線を市営岡谷球場方面に進み、市営岡谷球場の道路を挟んで左側に位置する農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲渡人は遠方在住で耕作及び管理が不可能なため、また、譲受人は申請地の隣に住んでおり、日ごろから管理を任されていました。この度譲り受けて経営規模拡大をしたいとのこと。申請地の東側は擁壁、南側は譲受人の農地で、特に問題はありません。また、埋蔵文化財はありません。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま濱委員から説明があり、所有権の移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第39号は以上です。続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程いたします。1番、地区は上浜地区です。清水委員、よろしくお願いします。

清水委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、市道 9 号線を諏訪湖方面に進み、JR 高架橋を左折し、下諏訪方面に 150m ほど進んだ右側に位置する農地です。周辺は工場と住宅が混在している地域です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人の取締役が立ち会いました。譲渡人は両親から相続したが、会社勤めのため、耕作や管理が困難となったために売却したいとのことです。譲受人は土地を取得し、隣接する宅地と合わせて造成工事後宅地分譲するとのことです。各境界には、コン柱、プラ柱、木杭で明確になっていました。道路面とは一体です。申請地の隣に畑が一枚残っていますが、接道の無い農地で今回申請が間に合いませんでした。先ほど申しました隣接する宅地が空き家となって老朽化していましたので、来月以降そこも含めて 10 軒の宅地分譲をする予定とのことです。隣接の所有者には境界立会の際に宅地造成をする旨を伝え、了承を得ているとのことです。雨水については宅内浸透とし、雑排水に関しては岡谷市公共用下水道に接続します。隣地に被害の出ないよう最大限に留意して造成工事を行うとのことです。また、埋蔵文化財はありません。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま清水委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1 番を決定とさせていただきます。続きまして、2 番、地区は小坂地区です。山岡委員、よろしくお願いします。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷茅野線を諏訪方面に進み、小坂信号機を右折し山側へ 100m ほど進んだ右側にエクシブ諏訪湖というアパートがあり、その隣の農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。申請地と申請地の間に用水路があり、岡谷市に払い下げ申請をする予定とのことです。申請地の東側は市道に接し、境界にはそれぞれコンクリート柱とプラスチック柱があり、明確になっていました。敷地内は用水路を挟み約 60 cm の段差があり、土の移動を行って現状の地形を生かしながら 4 棟の建物を建てるとのことです。雨水排水は地下浸透、家庭用雑排水は公共下水道に接続するとのことです。また、申請内容に関して、隣接地関係者から了解を得ている

とのことです。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま山岡委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は花岡地区です。山岡委員、よろしくお願いします。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷茅野線を諏訪方面に進み、小田井信号機を右折し、旧道を湊小学校方面に約50m進み、小田井公会所の道を挟んだ反対側の農地で、周辺は住宅と農地が混在しています。申請内容を申し上げます。
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人の事務所社員1名が立ち会いました。譲受人は、遠方に住んでおりますが、定年に伴い実家に移住を予定しており、敷地内に駐車場スペースが不足しているため、敷地内の畑となっている部分を駐車場スペースとして購入したいとのことです。それぞれ境界はコンクリート柱があり、明確になっていました。駐車場は、市道と畑の境にコンクリート壁50cmがあるので、それを取り除き、住宅に向けて傾斜を付け、駐車するとのことです。雨水の処理は、敷地内に雨水浸透枡を設け、隣接地へ流出が無いように注意するとのことです。また、申請内容に関して、隣接地関係者から了解を得ているとのことです。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま山岡委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は三沢地区です。高林委員、よろしくお願いします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸三沢地区で、県道下諏訪辰野線を南下、JR高架下の信号機を右折し、熊野神社の北側に位置します。住宅と農地が混在している農地です。申請内容を申し上げます。
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲渡人が作業小屋として使用していた建物を製造会社の下請け会社として使用することです。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は急傾斜地のため、北側の上に農地、南側の下に農地に接し、土地家屋調査士の測量により、コンクリート柱が新たに埋設され、隣接地の所有者にも了解を得ているそうです。下請け作業としては大きな機械を設置するものではなく、生活に要する水回りも母屋に近いため必要としないとのことで、雑排水を排出することはなく、雨水は敷地内の地下浸透、土地の形状変更ありません。なお、申請地は埋蔵文化財地域に指定されていません。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 所有権の移転贈与とありますが、譲渡人と譲受人は血縁関係にあるのでしょうか。

高林委員 特にないです。農作業小屋があった譲渡人の農地と譲受人の農地は隣接していて、お知り合いのようです。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、4番を決定とさせていただきます。続きまして、5番、地区は新倉地区です。山崎委員、よろしくお願いします。

山崎委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を南下、観蜚橋を渡らずに天竜川沿いを600mほど南下したところにあります。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲受人の■■■について説明いたします。■■■は平成12年8月28日に会社を設立し、今年で24年目を迎えます。業務の内容は、スポーツスクール及びスポーツツアーの企画・運営、レジャー及びスポーツに関する情報サービス、旅行企画の販売などとスポーツに関する業務一般を事業として行っている会社です。近年、力を入れているのが、山岳ツアーを計画し、長野県は山岳地域ですので、必要な事務所が欲しいと探しておりました。事務所が白馬にもありますが、南信地域でも拠点が欲しいと探しておりましたところ、所有者が岡谷市に空き家バンクに登録している物件がありまして、話がまとまり、今回の申請になっ

たということです。今回購入する物件には、隣接地に譲渡人所有の▲▲がありまして、既に住宅・物置等が設置されています。今回申請する▲▲が畑のまま残っていましたので、転用許可が下りた時点で、2筆を一括して所有権を移転するとのことでした。境界は明確になっていました。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま山崎委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、5番を決定とさせていただきます。議案第40号は以上です。続きまして、議案第41号 農用地利用集積計画の決定につきまして上程いたしますので事務局よりご説明をお願いします。

黒淵次長 お手元にお配りしました議案第41号 農用地利用集積計画の決定について事務局から説明させていただきます。
〔議案第41号を朗読〕

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、この議案について何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第41号 農用地利用集積計画の決定とさせていただきます。続きまして、議案第42号 地域計画の意見聴取について上程いたしますので今井統括主幹よりご説明をお願いします。

今井統括主幹 農林水産課統括主幹 今井です。議案第42号の地域計画（案）について説明いたします。お手元に配布されている資料の説明の前に、地域計画のこれまでの経過等を説明いたします。令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の改正が施行されたことによりまして、従来の「人・農地プラン」と呼ばれます、地域農業の将来の在り方を示したプランが「地域計画」と名称を変えて法定化されました。地域での話し合いによって、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化すると定められました。これに伴いまして、令和7年3月31日までに10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図と合わせてこの地域計画を策定し公表することとされております。そして、その前段で農業委員会等の関係機関の皆様方の意見を聴取しなければならないことから、本日の総会でこの計画案を説明させていただくと共にこの意

見聴取の機会を設けていただいたというものであります。それではお手元の地域計画（案）をご覧ください。

〔地域計画（案）を朗読〕

地域計画（案）の説明は以上であります。農業委員会の皆様方のご意見等がありましたらお聞きできると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま今井統括主幹から説明がありました、この議案について何かご意見はあるでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということですので、議案第42号 地域計画の意見聴取について決定とさせていただきます。また、資料をよく読んでいただいて、何かあったらご意見をお聞かせください。日程4の議事は以上です。

議長 以上をもちまして、令和6年第12回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後3時00分】

令和6年12月26日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 今 井 久 夫

氏 名 清 水 江 身 子